

法務省管警第292号

平成22年12月15日

入国者収容所長 殿

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 田 内 正 宏
(公印省略)

収容施設における保安上の大規模事案への対応について（通達）

近時、収容問題に係る事態收拾が複雑化及び困難化する傾向にあるところ、被収容者が集団により対当局的行動をとる事案等（以下「保安上の大規模事案」という。）の未然防止を図るとともに、保安上の大規模事案が発生した場合には、迅速かつ的確に対処し、速やかに事態を收拾することを目的として、別紙のとおり対応に関する指針を定めたので、周知徹底されたく通達します。

おって、管下出張所長には貴職から参考通知願います。

収容施設における保安上の大規模事案への対応に関する指針

〔平成22年12月15日法務省管警第292号通達別紙〕

第1 「保安上の大規模事案」について

本指針における「保安上の大規模事案」（以下「大規模事案」という。）とは、以下のものをいう。

- 1 [REDACTED]
- 2 [REDACTED]
- 3 [REDACTED]
- 4 [REDACTED]
- 5 [REDACTED]

第2 大規模事案に緊急に対応するための体制

1 大規模事案緊急対策会議の設置

- (1) 以下の場合に、入国者収容所長又は地方入国管理局長（地方入国管理局の支局長及び収容場が置かれている出張所における出張所長を含む。以下「所長等」という。）は、大規模事案に迅速・的確に対応するため、「大規模事案緊急対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置するものとする。

- ア 大規模事案発生の予兆が認められ、発生の蓋然性が高いと認められる場合
イ 現に大規模事案が発生した場合

- (2) [REDACTED]

ア

イ

ウ

(3)

2 対策会議における担当責任者

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

第3 対処方針策定の在り方

1

2

[Redacted text block]

第4 各段階における対応の在り方

1 予兆以前の日常（平時）における対応

(1) [Redacted text block]

(2) [Redacted text block]

(3) [Redacted text block]

イ [Redacted text block]

(4) [Redacted text block]

(5) [Redacted text block]

(6)

(7)

2 予兆を認知した場合の対応

(1)

ア

(ア)

(イ)

(ウ)

イ

(2)

(3)

(4)

(5)

ア

イ

ウ

(6)

ア

イ

ウ

(7)

(8)

ア

[REDACTED]

イ

[REDACTED]

ウ

[REDACTED]

(9)

[REDACTED]

(10)

[REDACTED]

(11)

[REDACTED]

[Redacted]

3 事案発生直後における対応

(1)

ア

(ア)

(イ)

(ウ)

イ

(2)

ア

イ

(3)

ア

イ

ウ

(4)

ア

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(5) [REDACTED]

(6) [REDACTED]

(7) [REDACTED]

(8) [REDACTED]

(9)

(10)

ア

イ

(11)

(12)

4 事案継続中における対応

(1)

ア

イ

(2)

(3)

(4)

(5)

5 事案収束後における対応

(1)

(2)

(3)

(4)

第5 その他